

# 吹田市バドミントン連盟 大会参加資格に関する規則

## 第1条 目的

吹田市の大会に選手として参加する者はこの規則によるものとする。

## 第2条 対象範囲

この規則による大会とは吹田市で行われる春季市長杯、秋季市長杯、連盟杯とする。

## 第3条 資格条件

資格条件は下記に定めるものに該当すること

- (1) 試合当日時点で高校生以上またはそれと同等以上、中学生以下（連盟推薦は除く）は参加できない。
- (2) 申込み締切時、吹田市在住または在勤者である。
- (3) 申込み締切時、連盟名簿に記載されている者
- (4) 申込み締切時、連盟主催のバドミントン教室の生徒である。
- (5) (4)の指導員であり、教室開始の4月から大会申込み締切日までの期間で教室開催日数の50%以上の出席があり、教室責任者が認めたもの。
- (6) 登録料を支払ったもの

## 第4条 登録料

登録料は500円とし、各試合（団体戦・各個人戦）ごとに支払うものとする。

## 第5条 その他

上記参加資格なく、故意に出場した場合は、1年間の出場停止とする。また、事実が判明した時点で、試合はオープン戦とする。

## 《付 則》

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

令和4年5月28日一部改訂し施行する。

以上